



IATA 危険物規則書第 58 版（2017 年版）の重要な変更点および改定点（邦訳）

IATA 危険物規則書第 58 版は、IATA 危険物委員会（IATA Dangerous Goods Board）によって採択された変更ならびに ICAO 技術指針（ICAO Technical Instructions）2017-2018 年版の内容を策定した際に ICAO 危険物パネル（ICAO Dangerous Goods Panel）によりなされたすべての改定を網羅している。

以下のリストは本 58 版に取り入れられた主な変更点を利用者がそれと見分けがつくようにまとめたものであるが、すべての変更点を網羅しているわけではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

1-適用（Applicability）

1.2.7.5- 捜索救難のために装備された航空機に備え付けられた危険物を、訓練飛行および測位飛行のような他の飛行においても当該航空機に積みつけたままにすることを許可するため例外が追加された。

1.2.8.2- たとえ危険物に適用される規則が危険物がまだ輸送中に変更されたとしても、最初の運航者により受託された時に施行されている規則の規定下で受託された危険物は目的地まで継続して輸送を継続でき、例えば 12 月末に受託された危険物はこれらの危険物に関する新しい規定が 1 月 1 日付けで有効になったとしても 1 月に輸送を継続することができることを明確にするため新しい段落が追加された。

1.4- 運航者の責任（Operator Responsibilities）

1.4.3 に規定されたような旅客への情報提供に関する要件が、運航者に、その運航者の能力および運用を反映した旅客へ通知するための実行性に基づく（performance-based）通知システムを開発することを許容するよう完全に修正された。

この通知システムの詳細は運航者の運航マニュアルまたは他に適用となるマニュアルの中に文書化されなければならない。

1.5- 教育訓練要件（Training Requirements）

1.5.1- “教育訓練プログラム（Training Programmes）” は “危険物教育訓練プログラム（Dangerous Goods Training Programmes）” に改名され、新しい 1.5.1.2- 見直しおよび認可が追加された。新しい段落は現行の 1.5.5- 認可に取って替わる。

1.6- 適切な指示（Adequate Instruction）

リチウム電池包装基準の Section II に従って航空輸送に供されるリチウム電池の包装物の準備に責任がある従業員への “適切な指示” に対する条件に合致するため、リチウム電池 Section II の荷主により確立されるべき事項を規定する新しい段落が追加された。



2-制限 (Limitations)

2.6-微量危険物 (Dangerous Goods in Excepted Quantities)

2.6.5-液体危険物については、吸収材を中間容器内または外装容器内のいずれかに置くことを許可するよう包装規定が修正された。

2.8-政府および運航者例外規定 (Operator Variations)

運航者から提出された例外規定に多くの追加、削除および改定がある。

3-分類 (Classification)

3.0.1.5-荷送人が試験によりリストに掲載された物質が危険物リストに識別されていない副次危険性を有することを識別した場合の規則を規定するため新しい段落が追加された。新しい規定では、荷送人は国の当局の認可を得てその他の品目名 (n. o. s entry) を使用するか、またはリストに掲載されている品目名のもとで副次危険性を追加して当該物質を輸送しなければならない。

3.1.8-火薬類の分類に責任がある当局は詳述されたように分類の詳細を文書で提供すべきであるという勧告が追加された。

3.2.6、3.3.6、3.6.1.9 および 3.8.4-第2分類、第3分類、区分6.1 および第8分類それぞれにおいて、通常の輸送条件中に重合化することがある物質を取り扱うため新しい規定が追加された。

3.4.1.4-重合物質の分類のため規定が追加された。その規定は自己反応性物質の規定に類似している。

3.6.2.6-感染した生きた動物の分類要件が修正された。

4-識別 (Identification)

4.2-危険物リスト (List of Dangerous Goods)

危険物リストの改定は以下を含む。

- 全てのエアゾールを包装基準 203 および Y203 に集約するため多くのエアゾール品目への修正
- 正式輸送品目名に“安定化した (stabilized)”を伴う品目に対する特別規定 A 209 の追加
- すべての“エンジン (Engines)”の品目名が UN 3166 から削除され、第9分類の UN 3166 は今後正式輸送品目名“乗り物 (Vehicles)”にのみ適用される。エンジン (Engines) は今後、エンジンを動かす燃料の分類に基づき区分 2.1、第3分類または第9分類の UN 3528-UN 3530 に割り当てられる。同じく UN 3528-UN 3530 に割り当てられるのは、同様に機械を動かすために使用される燃料の分類に基づく“機械 (machines)”の正式

輸送品目名である。

- UN 3480, **リチウムイオン電池 (Lithium Ion batteries)** はこれらの電池が今後 “貨物機専用 (Cargo Aircraft Only)” に制限されたことを識別するため I/J 欄に亘って “輸送禁止 (forbidden)” と示すよう改定された。この変更は航空危険物規則書 57 版に対する追補 (addendum) を通じて 2016 年 4 月 1 日に発効となった。UN 3481, 機器と一緒に包装されたりリチウムイオン電池または機器に組み込まれたりリチウムイオン電池 (lithium ion batteries packed with equipment or lithium ion batteries contained in equipment) の品目に対する変更はない。
- すべてのリチウム電池に対する品目、UN 3090、UN 3091、UN 3480 および UN 3481 は危険性ラベルが今後リチウム電池第 9 分類ラベルに変更されることを識別するよう修正された。新しい特別規定 A206 もまた新しい要件を強化するため割り当てられた。
- UN 3269, **ポリエステル樹脂キット (Polyester resin kit)** は細字で “液体基礎物質 (liquid base material)” を追加するよう修正され、また区分 4.1 の新しい品目名 “UN 3527, **ポリエステル樹脂キット、固体基礎物質 (Polyester resin kit, solid base material)** ” が基礎成分として区分 4.1 の固体物質を有するポリエステル樹脂キットを規定するため追加された。
- 4 つの新しい品目、UN 3531 - UN 3534 が重合物質に対して追加された。
- UN 2977, **放射性物質、六フッ化ウラン、核分裂性 (Radioactive material, uranium hexafluoride fissile)** および UN 2978, **放射性物質、六フッ化ウラン、非核分裂性または核分裂性適用除外 (Radioactive material, uranium hexafluoride, non-fissile or fissile excepted)** は今後第 8 分類に加え区分 6.1 の副次危険性が割り当てられる。
- UN 3507, **六フッ化ウラン、放射性物質、適用除外輸送物、輸送物当たり 0.1kg 未満、非核分裂性または核分裂性適用除外 (Uranium hexafluoride, radioactive material, excepted package, less than 0.1kg per package, non-fissile or fissile excepted)** は今後第 7 分類および第 8 分類の副次危険性を有する区分 6.1 に割り当てられるよう修正された。包装基準は今後 PI 603 が割り当てられる。

4.4—特別規定 (Special Provisions)

A21 および **A134**—UN 3166 の変更およびエンジン (Engines) と機械 (machinery) の新しい品目に対応するため修正された。

A38—ポリメリックビーズへの参照を取り除くため修正された。

A66—区分 4.1 のポリエステル樹脂キットの参照を含むよう修正された。

A88—プロトタイプまたは少量生産のリチウム単電池および組電池に適用されるが、今後 ICAO 技術指針の補遺の PI 910 を参照するよう修正された。

A104—UN 1230、**メタノール (Methanol)** に割り当てられ、メタノールを含む包装物に毒物の危険性ラベルを貼付しないことを許可するものだが、削除された。メタノールを含むすべての包装物は今後第 3 分類のラベルに加え区分 6.1 の危険性ラベルを貼付しなければならない。

A112—ID 8000, **消費者向け商品 (Consumer commodity)** に今後航空規制物質、UN 3334 および UN 3335 も含んでもよいということを識別するために修正された。

A181—機器と共に包装されたりリチウム電池と機器に組み込まれたりリチウム電池の両方が収納された包装物の要件をより明確に叙述するよう修正された。

A202—区分 2.2 のガスを含む放射線検知器の規定を定めるため、多くの区分 2.2 のガスの品目に割り当てられた

新しい特別規定である。

A204—ポリメリックビーズ (Polymeric beads) がどのような環境の下で非危険物と考えることができるかを識別するポリメリックビーズに割り当てられた新しい特別規定である。

A211—UN 1067, **二酸化窒素 (Nitrogen dioxide)** および UN 1660, **圧縮一酸化窒素 (Nitric oxide, compressed)** を含む殺菌装置を規定するためにこれらの品目に割り当てられた新しい特別規定である。そのような殺菌装置に含まれる場合、これらの物質は旅客機または貨物機により輸送できる。

A212—UN 2031, **赤煙以外の硝酸 (Nitric acid)** で硝酸が 20% を越え 65% 未満のものを含む殺菌装置を規定するため、この品目に割り当てられた新しい特別規定である。そのような殺菌装置に含まれる場合、これらの物質は旅客機により輸送できる。

A302 および **A324**—酸素を伴う魚の容器または儀式用の炎の輸送を認可するための目的地の国の当局の要件を取り除くよう修正された。

A331—荷送人が電池の定格容量の 30% を超える充電率のリチウムイオン電池を輸送するための認可を得るのに遵守すべき実行可能な要件を識別するため UN 3480, **リチウムイオン電池 (Lithium ion batteries)** に割り当てられた新しい特別規定である。

5—包装 (Packing)

5.0.1.3—ULD (ユニットロードデバイス) および貨物コンテナ内の危険物。冷却材としての固形二酸化炭素 (ドライアイス) を含む UN 3373 または ID 8000 を収納した ULD (ユニットロードデバイス) も許可するよう規定が修正された。

5.0.1.12—発地および運航者の国の当局の認可を得て、400kg を超える重量の物品用の国連規格大型容器の使用を許可するため新しい規定が追加された。

包装基準 (Packing Instructions)

PI 200—圧縮ガスと一緒に充填された液化ガスについて、荷送人がシリンダー内の内圧を計算する際に二つの成分を考慮に入れるよう要求する新しい規定を含むために修正された。荷送人は充填する際、資格を有する従業員を使用することを要求する追加的規定もある。

PI 203 および **PI Y203**—これらの包装基準は PI 204, PI Y204 および PI 212 の規定を網羅するよう修正された。網羅されたこれらの包装基準は削除された。

PI 218—Chemical under pressure に適用されるが、圧縮ガスと一緒に充填された液体は、荷送人がシリンダー内の圧力を計算する際に二つの成分を考慮に入れることを要求する新しい規定を含むために修正された。

PI 220—引火性ガスを燃料とするエンジンおよび機械に追加された新しい包装基準である。

PI 378—引火性液体を燃料とするエンジンおよび機械に追加された新しい包装基準である。

PI 450 および **PI Y450**—区分 4.1 の固体基礎物質を有するポリエステル樹脂キットに追加された新しい包装基準である。これらの包装基準は引火性液体基礎物質を有するポリエステル樹脂キットに適用される PI 370 および PI Y370 を反映している。

PI 459—自己反応性物質を伴う重合物質 (UN 3531 および UN 3532) を含むよう修正された。

PI 603—区分 6.1 の主危険性を有すると分類された UN 3507、六フッ化ウラン、放射性物質、適用除外輸送物 (Uranium hexafluoride, radioactive material, excepted package) に対する新しい包装基準である。結果的に PI 877 は削除された。

PI 950 および PI 951—これらの包装基準はエンジンに対する規定を取り除くため修正された。

PI 954—UN 3373, 生物由来物質カテゴリーB (Biological substance, Category B) および ID 8000, 消費者向け商品 (Consumer commodity) を固形二酸化炭素 (ドライアイス) と一緒に荷送人積み付け ULD (ユニットロードデバイス) へ入れることを許容するよう修正された。

PI 965—PI 970—PI 965 および PI 968 の Section IB およびすべてのリチウム電池包装基準の Section II は、Section II のリチウム電池の貨物に伴うべき追加的書類の必要性への参照を取り除くため修正された。2017 年 1 月 1 日付けでこの書類はもはや要求されない。包装物に要求されるリチウム電池取り扱いラベルは新しいリチウム電池マークに取って替わられる。新しいリチウム電池マークの寸法および色はリチウム電池取り扱いラベルのものと同じだが、すべての文言が取り除かれ、UN 番号を適用 (記入) することが要求される。リチウム電池マークの実施に当たり、荷送人に 2018 年 12 月 31 日まで 2 年間猶予する経過期間がある。

PI 972—環境有害物質とのみ分類される燃料により動くエンジンおよび機械に追加された新しい包装基準である。

6—容器の規格および性能試験 (Packaging Specifications and Performance Tests)

6.4.2—本項は、新しい ISO 基準への参照を盛り込むとともに ISO 基準が製造業者に適用される期間とその期間の後はその基準がもはや使用できないことも識別するため修正された。

7—マーキングおよびラベリング (Marking & Labelling)

“マーキング (“marking” or “markings”)” の用語を “マーク (“mark” or “marks”)” と読み替える多数の編集上の訂正がある。これは包装物に貼付されるものはマークであり、一方マーキングはそのマークを貼付する行為であるという正しい英語の使用を反映したものである。

注：

“マーキングからマーク” への変更は第 7 章以外の章にも適用となる。しかしながら非常に多数のこれら編集上の変更は第 7 章である。

7.1.5.5—リチウム電池マークの要件を規定する新しい規則である。リチウム電池マークの仕様は図 7.1.C に示されている。新しいマークは 2017 年 1 月 1 日付けで発効するが 2 年間の経過期間があり、その期間中はリチウム電池の包装基準の Section IB または、Section II に従って準備されたリチウム電池を含む包装物にはリチウム電池マークまたはリチウム電池取り扱いラベルのいずれを貼付してもよい。

7.2.4.4—危険性ラベルの追加的文言に関する規定は、新しい第 9 分類—リチウム電池危険性ラベルではラベルの下半分に許可される情報は絵表示と分類番号のみであることを識別するために修正された。

7.3.18—新しい第9分類—リチウム電池危険性ラベルの仕様が新しい図7.3.Xとして追加された。新しい危険性ラベルは2017年1月1日付けで発効するが2年間の経過期間があり、その期間中はリチウム電池の包装基準のSection I, IAまたはIBに従って準備されたリチウム電池を含む包装物に現行の第9分類—その他の有害物件ラベルまたは新しい第9分類—リチウム電池危険性ラベルのいずれを貼付してもよい。

8—書類の作成 (Documentation)

8.1.6.9.1—エンジンに対する国連番号および区分/分類の変更にも関わらず、2017年3月31日まで荷送人は第9分類のUN 3166としてエンジンを発送できることを識別するため、注が追加された。

8.1.6.9.2—複数のオーバーパックに対する識別番号が如何に記載されるべきかについて明確化が追加された。

8.1.6.9.4、ステップ9—危険物申告書の承認欄に記載するよう要求される特別規定の番号のリストが修正された。

8.1.6.11.7—PI 965 および PI 968 の Section IB のもとで準備されたリチウム電池の貨物について追加的書類に要求される情報は危険物申告書または追加的書類にも含めて良いということを識別する段落は、追加的書類がもはや必須ではないため、削除された。

8.1.6.13 および 8.1.6.14—署名者の役職および危険物申告書が署名された場所の必須要件を取り除くよう修正された。本情報は提供されても良いが、もはや必須ではない。

9—取扱い (Handling)

Annex19—安全管理システムおよび ICAO 安全管理マニュアル (Safety Management System and the ICAO Safety Management Manual) を参照するよう 9.0 の下に注が追加された。すべての運航者は安全管理システム (Safety Management System (SMS)) を実施することが要求され、危険物の輸送は運航者の安全管理システム (SMS) の範囲に含まれる。

9.1.3.2—運航者は受託チェックを行った従業員を識別できなければならないということを要求する新しい段落が追加された。

9.1.4.1—固形二酸化炭素 (ドライアイス) を収納した荷送人積み付けのULD (ユニットロードデバイス) の受託の規定は、固形二酸化炭素 (ドライアイス) と一緒に UN 3373 または ID 8000 をULDに入れることを許容するよう修正された。

9.1.9—運航者は危険物の輸送に対する安全性リスク評価を行うことを勧告する段落が追加された。

9.5.1.1.3—機長への書類による情報 (NOTOC) に要求される情報は、ID 8000 については各包装物の総重量が危険物申告書に平均総重量で申告されている場合、平均総重量でよいということを明確にするため修正された。

9.6.2—運航者による旅客手荷物内の危険物の報告は、危険物が運航者により発見された事例または運航者が危険物を発見した存在、例えば保安検査員に知らされたような事例にたいしては運航者による報告提出に限定するよう修正された。

9.8.2—ファイルに保存される受託チェックリストには今後受託チェックを行った従業員の識別を含んでいなければならない。

付録 A—用語の解説 (Appendix A—Glossary)

用語 (the glossary) 中の定義された用語に多くの変更および追加がある。これらには以下を含む。

- 複合シリンダーに対する“設計期間 (Design life)”の定義の追加
- 重合物質の新しい規定を取り扱うため“自己加速重合温度 (self-accelerating polymerization temperature)の新しい定義
- 複合シリンダーに対する“運用期間 (Service life)”の新しい定義

付録 C (Appendix C) —有機過酸化物のリストに対する修正がある。

付録 D (Appendix D) —当局の連絡先が最新のものとなった。

付録 E (Appendix E) —国連規格容器の販売業者リスト (E1) および容器の試験施設リスト (E2) に変更がなされた。

付録 F (Appendix F) —販売代理店 (F.2) および IATA 認定危険物教育訓練校 (F.3–F.5) および IATA 認定危険物教育訓練センター (F.6) のリストが修正された。

付録 H (Appendix H) —能力に基づく危険物教育訓練の実施を取り扱うための原案変更を提供するため本版に新しい付録が追加された。この材料の目的は、能力に基づく危険物教育訓練を実施するため、1.5 に対し可能性のある変更に関して業界のすべての部門：荷送人、フォワーダー、地上取扱業者、運航者および教育訓練提供者から意見を寄せてもらうことである。